

3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号)

「4 良好な景観形成のための方針」に基づき、市全域における建築物の建築及び工作物の建設に係わる良好な景観形成のため、行為の制限に基づき規制及び誘導する。

(1) 行為の制限

建築物及び工作物の高さ又は色彩について、景観法第16条第1項の届出を要する行為の制限は、次のとおりとする。

ア 高さ

美しく伸びやかで広がりのある田園景観との調和を図りつつ、中低層程度で構成されるまち並み景観を維持するために、建築物及び工作物の高さについて、次のように制限を定める。

制限の内容

- (ア) 建築物及び工作物の高さの最高限度は、20mとする。
- (イ) ただし、次に定める事項についてはその限りではない。
 - a 次に定める区域は適用除外とする。

適用除外区域	袋井市都市計画マスタープランで定める中心核(袋井北四町地区を除く)、小笠山総合運動公園区域、商業地域、工業専用地域
--------	---

※地区計画、景観地区等で高さの最高限度が定められている場合は、地区計画、景観地区等の高さの最高限度が優先される。

b 市長が特に認める行為

道路や橋梁などの公共施設、学校や病院等の公共公益施設、電気事業などの公益事業と認められる事業に伴う建築物及び工作物については、施設などの機能的性質上や土地利用上やむを得ないと認められ、かつ周辺環境への支障も少なく、景観形成への実現を阻害しない場合は、当該規定を適用しない。

イ 色彩

周辺景観から突出した色彩を制限し、自然景観や田園景観と調和した色彩から構成されるまち並みを形成するために、建築物及び工作物の外観の色彩について、次のように制限を定める。

制限の内容

- (ア) 建築物及び工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格 Z8721 [色の表示方法—三属性による表示] (以下、マンセル値と呼ぶ。) において、以下のとおりとする。

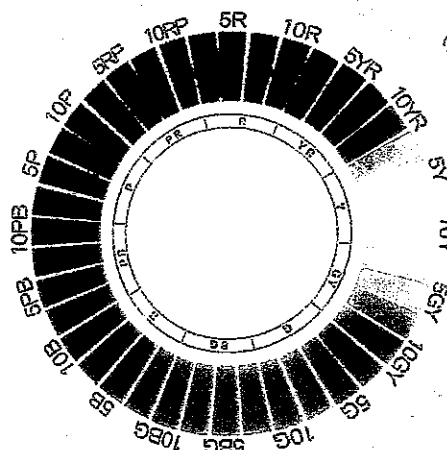
色相	彩度
① 0R (10RP) ~ 10R (0YR)	4以下とする。
② 0YR (10R) ~ 5Y	6以下とする。
③ ①、②以外の色相	2以下とする。

※地区計画、景観地区等において、マンセル値で色彩の基準が定められている場合は、地区計画、景観地区等の色彩の基準が優先される。

- (イ) ただし、表面に着色していない、又は製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の10分の1未満の範囲の部分の色彩(アクセントカラー)や、本市の景観と調和すると考えられるもの、その用途及び構造上、規制にそぐわないものについては、当該規定を適用しない。

【色相の範囲】

① 0R(10RP) ~ 10R(0YR)



② 0YR(10R) ~ 5Y

③ ①、②以外の色相

(2) 届出対象行為

次に掲げる行為を行おうとするものは、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を行う必要がある。

行 為	対象となる規模・要件
建築物及び工作物の新築、増築、改築又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物及び工作物の新築、増築、改築で、高さが 15m を超える、又は敷地面積が 1,000 m² 以上のもの。・ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが 15m を超える、又は敷地面積が 1,000 m² 以上のもの、かつ外観の変更に係わる見付面積が 2 分の 1 以上のもの。

袋井市景観条例（抄）

（届出及び勧告等の適用除外）

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）建築物の建築等又は工作物の建設等で、次のいずれにも該当しないもの

ア 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、高さが15メートルを超えるもの

イ 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

ウ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15メートルを超えるもの又は敷地面積が1,000平方メートル以上のものでかつ外観の変更に係わる見付面積が2分の1以上のもの

（2）法第16条第1項第3号に掲げる行為

（行為の届出に添付する書類）

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

（1）当該行為に係る計画の概要を記載した書類

（2）建築物又は工作物の彩色が施された4面以上の立面図

（3）工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値が表示された外部仕上げ表

（4）景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているか否かを確認する書類

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。